

平成30年度 第1回佐賀市文化振興基本計画推進懇話会 次第

日時：平成31年2月14日（木）

午後2時00分～午後4時00分

場所：大財別館4階第3会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 会長、副会長の選出
- 5 第二次佐賀市文化振興基本計画について
- 6 議事
 - (1) 協議事項 . . . 資料1
 - ①平成29年度 主要事業の実績について
 - ②平成30年度 主要事業の進捗状況について
 - (2) 文化振興基本計画の数値目標について . . . 資料2
 - (3) その他 . . . 資料3
- 7 閉会

■文化振興基本計画推進懇話会委員(任期：H31. 2. 14～H33. 3. 31)

	種別	分野	氏名	所属等
1	文化財 芸術・文化	考古学・歴史学	タカシマ チュウヘイ 高島 忠平	(公財) 佐賀県芸術文化協会 理事長
2	文化財	民俗学・歴史学	カネコ シンジ 金子 信二	佐賀市文化財保護審議会 委員
3	文化財	無形民俗文化財	ニシハラ キヨスミ 西原 清純	白鬚神社の田楽保存会 会長
4	芸術・文化	文化振興	シラキ ノリヨシ 白木 紀好	佐賀市文化連盟 会長
5	芸術・文化	マスコミ	トモヨシ ケンタロウ 富吉 賢太郎	佐賀新聞社 専務取締役・編集主幹
6	芸術・文化	文化振興	ミヤザキ ヨウジ 宮崎 陽治	公益財団法人佐賀市文化振興財団 次長
7	芸術・文化	公募委員	コガ ヨシテル 古賀 香光	公募委員
8	芸術・文化	公募委員	コガ エミ 古賀 恵美	公募委員

■佐賀市文化振興基本計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における文化振興施策の指針となる佐賀市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）の推進を図るため、佐賀市文化振興基本計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、基本計画の進捗状況や方向性に関し協議し、計画推進についての助言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験者、文化関係者等のうちから佐賀市教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、3か年度とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、佐賀市教育委員会教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第二次佐賀市文化振興基本計画について

1 佐賀市文化振興基本計画の概要

(1) 策定の根拠

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）（平成13年12月7日公布）

[文化芸術振興基本法第4条]

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 策定の趣旨

- 佐賀市では、平成24年3月、体系的に文化施策を推進するための指針となる、「佐賀市文化振興基本計画」（第一次）を策定
- 文化振興の意義について、豊かな心の形成などの「人づくり」と、受け継がれてきた文化資源の活用などの「まちづくり」の二つの視点による取組
- 平成28年度が佐賀市文化振興基本計画の最終年度となることから、引き続き文化施策を推進するための指針として第二次佐賀市文化振興基本計画を策定し、今後4年間の取組を推進

(3) 計画が対象とする文化の範囲

本計画は、第2次佐賀市総合計画などで「未来につなげる文化の振興」と示されている施策を踏まえた計画であり、「文化の範囲」は、文化の中核を成す文化財、伝統文化、芸術、芸能、生活文化、国民娯楽などを示す文化とし、「文化芸術振興基本法」に例示されているものを参考とする。

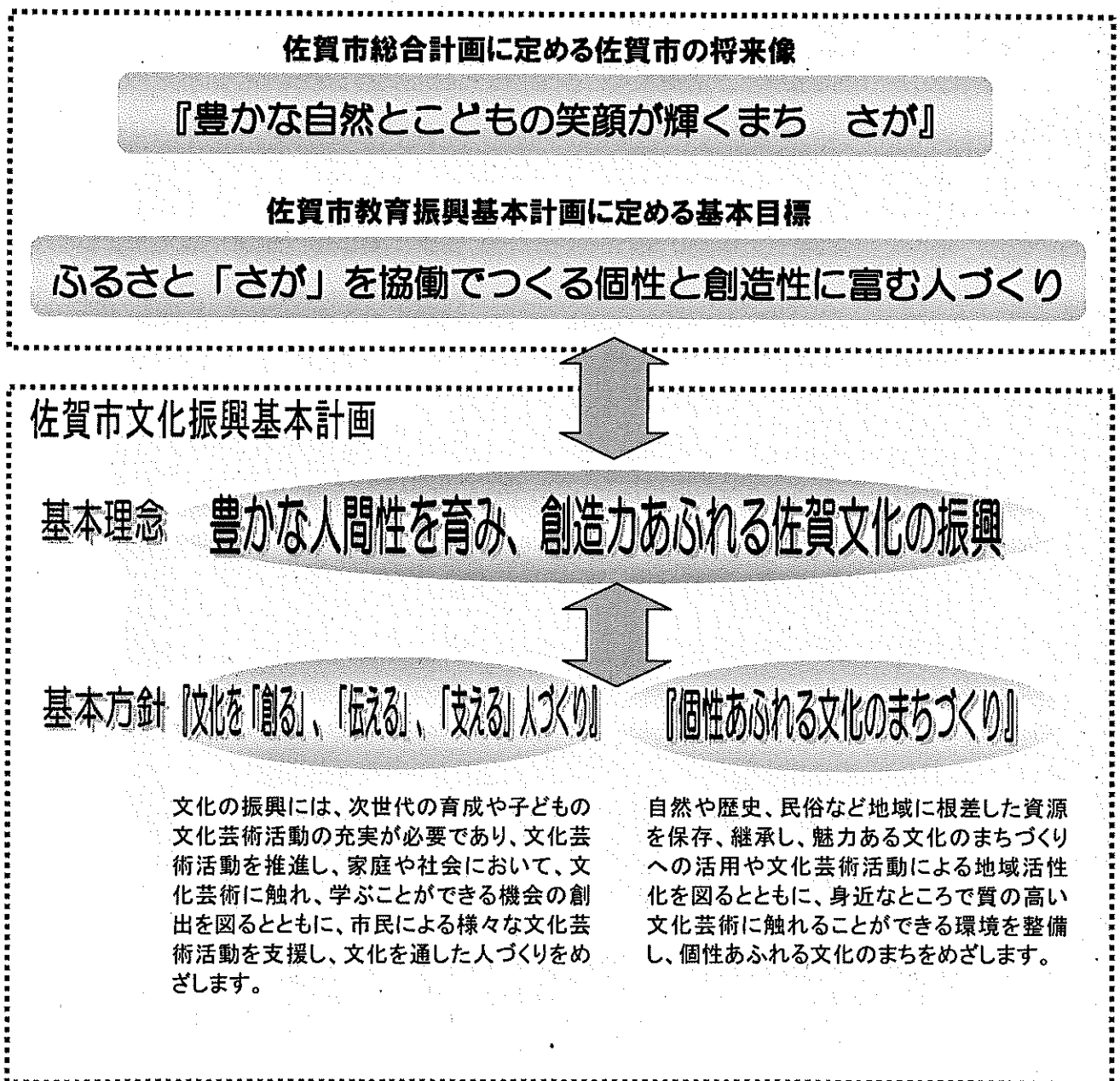
(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。

(5) 基本理念・基本方針

佐賀市では、第2次佐賀市総合計画が掲げる佐賀市の将来像である『豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが』、そして、第三次佐賀市教育基本計画が掲げる基本目標“ふるさと「さが」を協働でつくる個性と創造性に富む人づくり”の実現を目指すために、佐賀市文化振興基本計画における基本理念を『豊かな人間性を育み、創造力あふれる佐賀文化の振興』と定める。

また、基本理念を実現するためには、文化にふれる機会の創出とこれまで育まれた文化の活用が必要であり、『文化を「創る」、「伝える」、「支える」人づくり』、『個性あふれる文化のまちづくり』を2つの基本方針として掲げ、基本理念の達成に向けて文化施策を展開する。

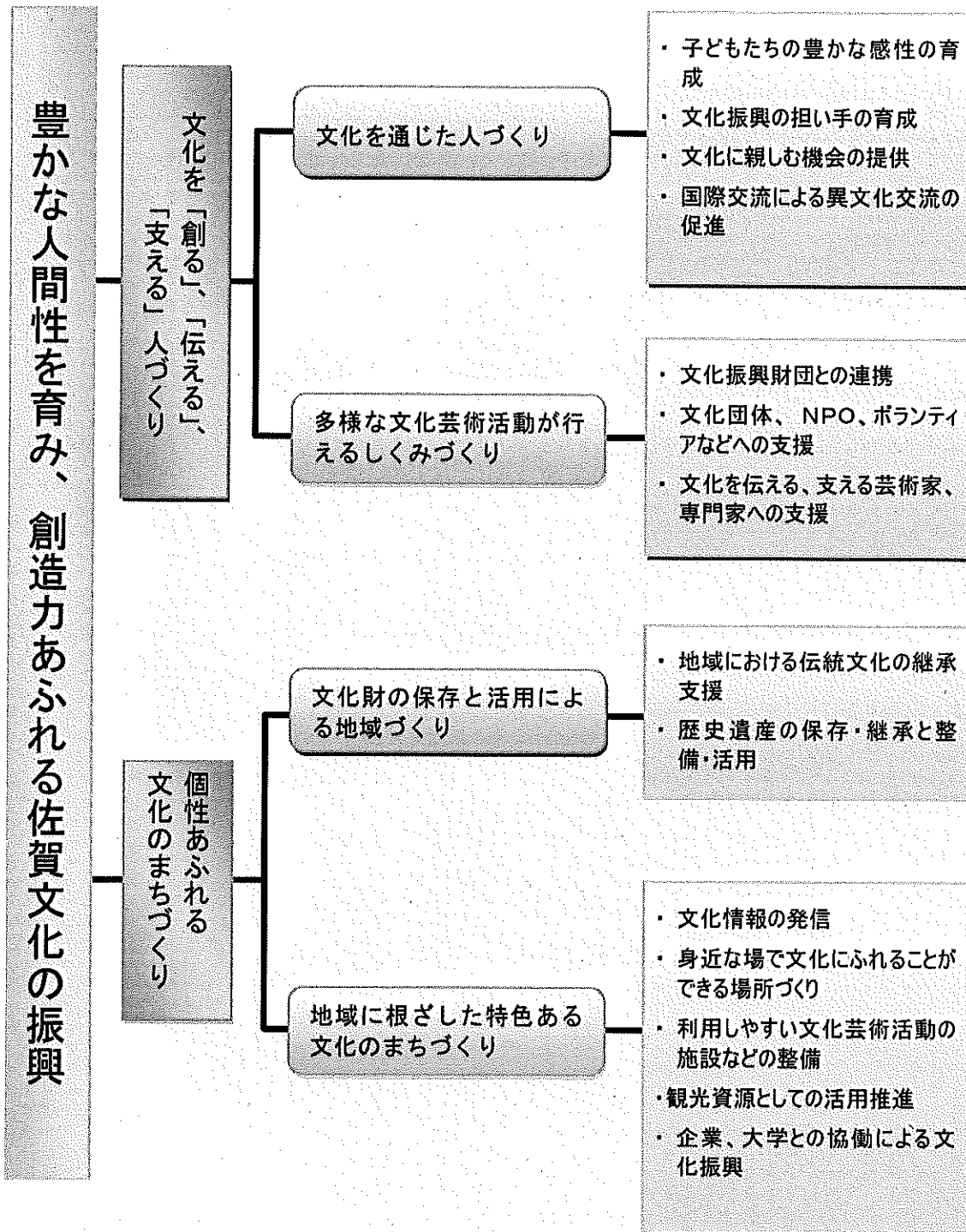


(6) 計画の構成

基本理念 基本方針

基本目標

事業方針



(7) 重点事業

I 次世代育成支援プログラム

子どもや若者たちに向け、歴史・伝統文化の継承や芸術文化に関して、鑑賞、体験、学びができる機会を提供することで、次世代を担う人材育成を支援します。

将来の文化の担い手となる子どもや若者たちが、感動したり、研鑽を積む機会を増やし、佐賀市の未来の文化振興につなげます。

■具体的な取組（例）

- ・学校と連携した文化芸術のアウトリーチ事業や文化芸術招待事業の実施
- ・文化芸術活動を行う子どもや若者が一流のアーティストと交流し学ぶ機会の提供
- ・学校と連携した文化財などの出前授業の実施やインターンシップ（就業体験）の受入れ
- ・文化財などを市民や観光客に紹介するボランティアガイドの育成支援 など

II 無形民俗文化財の記録・保存

浮立や田楽などの無形民俗文化財のうち、佐賀市内では 12 件が指定文化財になっています。これらは古くから伝承されているもので、地元住民の方々によって保存・継承されています。

しかし、近年、本来の祭りのあり方や芸能の所作などの伝承が危ぶまれています。このような状態を解消し、無形民俗文化財を継承・保存していくために、正確な映像記録保存を行っていきます。

■具体的な取組（例）

- ・無形民俗文化財の調査、研究
- ・無形民俗文化財の映像記録作成 など

Ⅲ 文化財の調査・研究・公開の充実

歴史遺産や伝統文化の調査・研究などを行い、文化財指定を促進し、適切な文化財保護に努めます。

また、広く周知するため、文化財などの公開・活用の方法、場所の確保に向けた検討を行います。

■具体的な取り組み（例）

- ・歴史遺産や伝統文化の文化財指定の推進
- ・佐賀城や産業遺跡などに関する文献調査
- ・発掘調査現地説明会の積極的な実施と公民館や支所を利用した出土遺物の公開
- ・東名遺跡や三重津海軍所跡などの活用に向けた史跡整備やガイダンス施設の検討 など

Ⅳ 埋蔵文化財センターの整備

佐賀市は埋蔵文化財の宝庫であり、毎年のように発掘調査で貴重な遺物が出土しています。しかし、展示・活用できる施設がないため、これらの遺物のほとんどが保管されるだけになっています。

また、約8,000年前の湿地性貝塚である東名遺跡からは、編みかごや木製品などの日本最古級といわれる遺物が多量に出土しています。これらは日本の生活文化の源流を考える上でも重要な遺物であることから、適切な保管・展示・活用ができる埋蔵文化財センターの整備を検討します。

■具体的な取り組み（例）

- ・埋蔵文化財センターの整備に向けた検討 など

Ⅴ 文化施設の整備・活用

長い間市民の文化振興の場として親しまれてきた市民会館が、平成28年3月をもって休館し、文化会館や東与賀文化ホールの老朽化が進んでいる状況の中、文化に関するアンケートでは、市民や文化団体からの「文化施設の整備」を求める声が多くなっています。市有の文化施設をはじめとした市内所在の施設の利活用を促進し、市民が利用しやすい環境の整備に努めます。

今後多くの人々が交流し、活発な文化活動を行うことができるよう、文化施設の整備・活用について検討し、取り組んでいきます。

■具体的な取組（例）

- ・文化会館、東与賀文化ホールの施設、設備改修の推進
- ・市内の文化施設の情報提供、案内
- ・地域の文化団体の活動（練習）拠点となりうる場所の検討
- ・今後の文化施設のあり方検討 など

2 参考

(1) 佐賀市文化振興基本計画策定委員名簿

【任期：平成28年2月17日～平成29年3月31日】

(敬称略)

	分野	氏名	所属等	委員会 職務
1	考古学・歴史学	タカシマ チュウヘイ 高島 忠平	(公財)佐賀県芸術文化協会 理事長	委員長
2	民俗学・歴史学	カネコ シンジ 金子 信二	佐賀市文化財保護審議会 委員	副委員長
3	無形民俗文化財	ニシハラ キヨスミ 西原 清純	白鬚神社の田楽保存会 会長	
4	市民文化振興	シラキ ノリシ 白木 紀好	佐賀市文化連盟 会長	
5	マスコミ	トヨシ ケンタロウ 富吉 賢太郎	佐賀新聞社 専務取締役・編集主幹	
6	市民文化振興	ヨシダ トモコ 吉田 智子	公益財団法人佐賀市文化振興財団 主査	
7	公募	ナカノ ミワコ 中野 美和子	公募委員	
8	公募	トクナガ ヒロシ 徳永 浩	公募委員	

(2) 佐賀市文化振興基本計画策定の経過

期日	内 容
平成28年 2月17日	第1回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
平成28年 4～ 6月	佐賀市の文化に関するアンケート調査実施
平成28年 5月25日	第2回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
平成28年 7月25日	第3回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
平成28年10月 5日	第4回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
平成28年11月15日	第5回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
平成28年12月13日	教育委員会研修会に報告
平成28年12月14日	市議会11月定例会 文教福祉委員研究会に報告
平成28年12月27日 ～ 平成29年 1月25日	パブリックコメント実施 ◇意見募集期間：平成28年12月27日(火)～ 平成29年1月25日(水) ◇意見募集告知：市報さが1月1日号、市ホームページ ◇資料閲覧場所：情報公開コーナー、文化振興課、 各支所総務・地域振興グループ、市立公民館等、市立図書館、 文化会館、市ホームページの「パブリックコメント」
平成29年 2月13日	第6回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
平成29年 2月28日	定例教育委員会において計画最終案の議決
平成29年 3月7日予定	パブリックコメント提出意見に対する市の考え方の公表